

ほうじん北沢

2016年 8・9月号



北沢税務署長就任ごあいさつ	4
北沢税務署新幹部ご紹介	5
北沢税務協力団体主催 税務懇談会・意見交換会	6
平成28年度 初級簿記講習会修了式/厚生委員会・組織委員会主催 会員増強・大型保障制度推進会議	7
平成28年熊本地震 義援金募集へのご協力報告	8
女性部会 税務研修/ビジネスマッチング交流会開催される	9
千歳台・船橋支部 ちとふな祭り/経堂支部主催 第2回スポーツフェスタ	18
経堂支部 公開税務研修会/経堂支部 恒例「経堂まつり」	19
梅丘支部 公開税務研修会/下北沢支部 第1回 公開税務研修会	20
三支部(明大前・梅丘・経堂)合同ゴルフコンペ/会員紹介	21
日本政策金融公庫からのお知らせ	2
都税事務所からのお知らせ	3・15
法律相談『借家の合意更新と保証人の責任』	10
「大切ですよ！就業規則」～通勤災害～	11
経理の知識『国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳の会計処理』	16
インターネットセミナーのご案内	23

小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 概要

ご利用 いただける方	<p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合5人以下)であること 2 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	<p>設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金 7年以内 (うち据置期間1年以内)</p>
利率(年)	1.3% (平成28年7月13日現在)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<p style="text-align: center;">推 薦</p> <p style="text-align: center;">ご融資</p> <p style="text-align: center;"> </p>

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。 くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)
☎0120-154-505
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業
〒150-0041 渋谷区神南 1-21-1 (日本生命渋谷ビル 2・3階)
TEL: 03-3464-3914 (融資相談担当: 西川)

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

(k0007) (2015.4)

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
☎3412-5711 FAX3412-5738

現在(いま)、そして未来(あす)へ

株式会社 大成出版社

代表取締役社長 松林 久行

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03-3321-4131 FAX 03-3325-1888
<http://www.taisei-shuppan.co.jp>

—都税についてのお知らせ—

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

- ◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ◆ 口座振替
- ◆ コンビニエンスストア
 - 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 - 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。
- ◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
 - 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 -  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 - 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「都税の納税等について」をご覧ください。
- ◆ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
 - インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.tokyo>)をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要な事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

(平成28年11月10日(木)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

—都税についてのお知らせ—

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

世田谷都税事務所 03-3708-7020

北沢税務署長就任ごあいさつ



残暑お見舞い申し上げます。

公益社団法人北沢法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により北沢税務署長を拝命し、東京国税局総務部営繕監理官から転任してまいりました湯本でございます。前任の長谷川署長同様、よろしくお願い申し上げます。

飯野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、本紙をお借りしましてまずは厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会の開催や講演会を通じての、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に努められるとともに、「北沢八幡神社例大祭」への出店、せたがや産業フェスタにおける「クリーンウォーク」の開催を通じた地域貢献活動、あるいは女性部会を中心とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催、青年部会の「S K T連絡会」など多種多様な活動に積極的に取り組まれておられると伺っております。

貴会が、このような公益法人にふさわしい活発な活動を展開されていることに対しまして、非常に心強く思い、また心より敬意を表する次第でございます。

さて、現下の税務行政を取り巻く課題として、軽減税率制度及びインボイス方式の導入を中心とした改正消費税への対応がございます。来年4月1日から消費税及び地方消費税の税率を10%に引き上げるとともに、軽減税率制度の導入が予定されておりますが、既に皆様ご案内のとおり、本年6月1日、安倍内閣総理大臣は「消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の導入時期を平成31年10月とする」旨を表明いたしました。

私どもとしましては、税法の執行機関として定められた制度を円滑に導入、実施していくことが与えられた役割であると承知いたしており、今後も必要な情報につきましては、随時、皆様にお知らせしていきたいと考えております。皆様方におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

北沢税務署長 湯本 幸治

私たちは、企業の発展を通して社会に貢献します。
当事務所では電子申告を積極的に推進しています。

飯室税務会計事務所

所長 飯室 和弘
税理士

〒156-0057 世田谷区上北沢 4-16-11-3F
TEL.03(3303)8151(代)
FAX.03(3303)8131
URL. <http://www.e-adviser.jp/iimuro>

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

北沢税務署新幹部ご紹介

①出身地 ②趣味
③抱負・モットー

署長

ゆもと こうじ
湯本 幸治



①東京都
②ドライブ
(道の駅巡り)
③和

副署長(法担)

つちかわりゆういち
土川 竜一



①東京都
②スポーツ観戦
③自然体で

副署長(総担)

やまだ まゆみ
山田 眞由美



①大分県
②旅行、散歩
③平常心

特別調査官(法人)

むらかみ よしのぶ
村上 義信



①山形県
②旅行、散歩、スポーツ観戦
③明るく楽しく、ときには厳しく、1年間よろしく願っています。

総務課長

みうら ゆうじ
三浦 雄二



①福島県
②野球
③誠心誠意、よろしく願っています。

法人1部門統括官

たかやま くにひこ
高山 邦彦



①東京都
②サッカー、競泳観戦
③健康第一で明朗に

法人2部門統括官

もりた きょうこ
森田 京子



①長野県
②音楽鑑賞、旅行
③明るく、楽しく、前向きに

法人3部門統括官

たちばな さとし
立花 哲



①青森県
②音楽鑑賞
③1年間よろしく願っています。

法人4部門統括官

あおやぎ かずし
青柳 和嗣



①千葉県
②少年野球
③一日一日を大切に

法人5部門統括官

ひらやま ひでゆき
平山 秀行



①東京都
②スポーツ観戦
③1年間よろしく願っています。

審理担当上席

しみずきょういち
清水 恭一



①東京都
②文芸
③ワーク・ライフ・バランス

審理担当官

とみづか やすよ
富塚 恭代



①神奈川県
②ホットヨガ・お料理づくり
③今事務も、楽しく頑張ります。よろしく願っています。

転任された幹部の方々（主として法人課税関係）

前職名	氏名	転出先
署長	長谷川 明男	緑税務署 署長
副署長(総担)	石井 邦明	税務大学校 専門教育部 教授
特別国税調査官(法人)	梅原 久和	28.7.9付退職(再任用:東京国税局調査第四部(併任)実務指導専門官)
総務課長	木佐貫 覚	練馬東税務署 総務課長
法人課税第1部門 統括国税調査官	岡野 正明	蒲田税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2部門 統括国税調査官	甲斐 千恵子	相模原税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
法人課税第4部門 統括国税調査官	小林 寛昭	新宿税務署 特別国税調査官(法人)

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 **小野 俊英**

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7

パインフィールドビル 6階

TEL 03(3327)1111(代表)

北沢税務協力団体主催 税務懇談会・意見交換会



北沢税務署
湯本署長



開会のことば
飯野会長



平成28年7月28日(木)午後5時30分より、東京オペラシティ54Fの東天紅にて、北沢税務協力団体主催の「税務懇談会・意見交換会」が開催されました。

当会に先立ち午後4時30分より別会場にて、湯本新署長をはじめ新幹部の皆様と、協力団体長との会議が開催されました。各団体長からは前期の活動報告と今後の予定(計画)などの話し合いがおこなわれ、また「税を考える週間」での事業等について議論されました。

意見交換会は、本年の当番会の北沢青色申告会の木浦木事務局長の司会により、飯野北沢法人会会長の開会のことば、湯本

新署長のご挨拶をいただいた後に、三浦総務課長による新幹部紹介が行われ、その後税務署幹部の皆様は演台に整理していただき、団体ごとに名刺交換が行われました。

懇談会では約80名もの方々にお集まりいただいた会場は熱気に溢れ、新任幹部また留任された幹部も混じり、今後より一層の交流が深めることが期待できる有意義な会となりました。

《意見交換会次第》

司会 (一社)北沢青色申告会 木浦木事務局長

開会のことば……………(公社)北沢法人会会長… 飯野 光彦
署長あいさつ……………北沢税務署長… 湯本幸治様
署新幹部紹介……………北沢税務署総務課長… 三浦雄一様
閉会のことば……………(一社)北沢青色申告会会長… 石塚一信

《懇談会次第》

開会のことば……………北沢間税会会長… 喜々津英二
乾杯……………北沢税務署副署長… 土川竜一様
中締め……………東京税理士会北沢支部支部長… 北山雅也
閉会のことば……………北沢納税貯蓄組合連合会会長 島田益吉



北沢税務署湯本新署長からのあいさつが行われた



平成28年度 初級簿記講習会修了式

本年も東京税理士会北沢支部の協力をいただき、「初級簿記講座」が平成28年5月30日(水)から7月6日(水)の毎週月・水曜日18時～20時で開催されました。

受講者は昨年同様11名にご参加いただき、12回の講義で一人の脱落者もなく全員に修了証をお渡しすることが出来ました。

講義最終日の7月6日(水)の講義の前にお時間をいただき、



修了証を手渡す市川事業研修委員長

修了式を行いました。まず市川事業研修委員長より修了証の授与が行われ、引き続きご挨拶をしていただきました。

次に、指導講師の小貫正人先生、廣田純子先生



晴れやかな笑顔の受講者の皆様

最後に修了書を手に皆様ニッコリ笑顔で集合写真を撮影し修了式を終えました。最後まで出席された受講者の皆様、そして講師の先生お疲れ様でした。

(事務局 廣住 純)

厚生委員会・組織委員会主催 会員増強・大型保障制度推進会議



AIU 損害保険(株)
八舟部長

平成28年7月8日(金)に下北沢「ラ・ベファーナ」にて、厚生委員会・組織委員会の主催で「会員増強・大型保障制度推進会議」がA I U損害保険会社から7名、大同生命保険会社から8名、飯野会長をはじめとして北沢法人会から23名の計38名の参加で開催されました。

飯野会長の開会挨拶に続き、第1部の推進会議が始まりました。最初にAIU損害保険の八舟部長による「経営者労災対策の重要性」についてセミナーがあり、労災保険と社会保険の違い等を交えながら、労災保障についてわかりやすく説明して頂きました。何か起こってからでは遅すぎる、事前の備えの重要性を皆さん改めて理解したことと思います。

引き続き、大同生命保険(株)、AIU損害保険(株)それぞれから、大型保障制度、ビジネスガードについてのお知らせと説明、更に(株)クレディセゾンからビジネスカードのご案内がありました。



開会挨拶をする飯野会長

今年は平成26年から始まった全法連が推進する「3年10億増収計画」の最後の年であり、目標達成の為に重要な年です。当日の会は限られた方々だけとなりましたが、各支部で会員皆様に伝達し、多くの会員様への普及に努めていただきたいものです。

第1部の最後は、馬場組織委員長から会員勲奨のお話で締めくくられました。

また、第2部の懇親会では、A I U保険会社、大同生命保険会社の方々と和気藹藹の和やかな時間を、美味しい食事とお酒と共に過ごしました。

A I U保険会社様、大同生命保険会社様 有意義な時間とお食事をありがとうございました。

今後ともよろしくお願い致します。

(厚生委員会 委員 齋藤 方子)

平成 28 年熊本地震 義援金募集へのご協力 報告

平成 28 年熊本地震では、熊本県内で甚大な災害が発生し、熊本県全市町村に災害救助法が適用され、大分県においても多くの被害が生じました。

地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地にご親類やご友人、知人の方々がおいでの会員の皆様にはさぞ心痛のこととご推察申し上げます。一刻も早い復旧復興を願っております。

北沢法人会として役員の皆様に義援金を募ったところ、下記の方々から寄附金をお寄せいただきました。これら善意の義援金 355,000 円は 7 月 29 日付で日本赤十字社に振込させていただきました。義援金は日本赤十字社を通じて被災地の皆様に届けられます。ご協力頂きました皆様に、心から御礼申し上げます。

また、全法連からの被災会への直接支援の呼びかけに応じ、北沢法人会 5 月 12 日の第 1 回理事会で審議した結果、北沢法人会も賛同し義援金を拠出すること、また金額については正副会長に一任することで承認をいただきました。ついては 5 万円を 6 月 30 日付で、みずほ銀行 四谷支店 公益財団法人 全国法人会総連合「熊本地震被災地 法人会支援口」に振り込みしたことをご報告させていただきます。

全法連発第 100 号
平成 28 年 8 月 5 日

県 連 会 長 殿

公益財団法人 全国法人会
会 長 池 田

熊本地震に係る義援金の御礼と配分方について

今般の「熊本地震」における被災法人会（熊本県連及び大分県連）への義援金を呼び掛けましたところ、31 県連、285 単位会より 2,380 万円もの義援金が寄せられました。

皆様方のご厚意に心より感謝申し上げます。

義援金の両県連への配分方につきましては、野坂財務委員長と協議し、被災状況を鑑み、下記のとおり配分させていただくことと致しましたのでご報告申し上げます。

今後も皆様方のお力をお借りすることがあるかもしれませんが、その際はご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 義援金額（8 月 1 日現在）
 内訳 31 県連、285 単位会 23,838,429 円
 全法連拠出分 3,000,000 円
 大同・AIU・アフラック 900,000 円

2. 両県連への配賦額
 熊本県連 24,738,429 円
 大分県連 3,000,000 円

(注) 今後、義援金が寄せられた場合には、原則として全額を熊本県連にお渡しさせていただきます。

会社名	お名前	会社名	お名前
東洋ドライループ(株)	飯野 光彦	(株)大石工業	大石 恵
(株)アイ・エヌ・ケー	飯室 和弘	(株)佐伯自動車商会	佐伯 龍一郎
(有)伸建築企画	広瀬 淡	太田ピアノ教室(有)	太田 一樹
梶原建設(株)	梶原 利文	(株)鈴木屋	野島 洋二
(株)DCST	蜂谷 和明	(株)ユニワールド	塩原 孝夫
(株)ナカス	善養寺 大作	三栄造園(株)	藤倉 幸彦
(株)山崎工務店	山崎 富美子	(株)四季建築設計事務所	坂本 哲
(有)ピーシーコーポレーション	飛田 千賀子	(株)玉川ホールディングス	関口 雅章
(株)セガワ	渡瀬 丈史	(有)華多岐	本橋 はるみ
(株)九十九サービス	丸山 恵美子	(有)エスケーライフ	折元 定夫
(株)山崎工務店	山崎 登	(株)セガワ	渡瀬 靖夫
(有)トータル企画設計	国井 重克	(株)大成出版社	松林 久行
大雄電設工業(株)	本庄 謙一	(株)佐伯自動車商会	佐伯 久吉
上海クィーン(株)	市川 孝	(株)ランジスシーフーズ	斎藤 眞
(有)ワンステップ	佐藤 寛	(有)且尾商店	且尾 フク子
(有)伸建築企画	広瀬 節代	(株)宮野設備工業所	宮野 清光
(株)世田谷自動車学校	塩田 直人	(株)日野	日野 正
(株)フタバヤ	山中 一亨	長島企画	長島 茂雄
		事務局	廣住 純

合計 71 口 金額 355,000 円

女性部会 公開税務研修会



北沢税務署
法人課税審理担当
清水上席

平成 28 年 6 月 13 日（月）13 :30 から
法人会館 3 F において、北沢税務署清水上席
をお招きして消費税が10%に引き上げられ
ると同時に導入される軽減税率制度のポイ
ントについて、短い時間ではありましたがお
話をさせていただきました。

そもそも軽減税率とはなにか？から始ま
ります。

一般的に課される標準的な税率よりも、特定のものについ
てだけ低く設定される税率のことで、一般消費税の税率が
8% から10% に引き上げられる予定であるため、食料品など
の生活必需品について軽減税率となるのだそうですが、その
線引きのところを理解するのが難しいです。関連した業種
の方々はそれに伴う経費の出費もありますし、請求書の書き方



も変わってくるということで、講演が終わった後も活発に質
問をされていました。

（女性部会 副部会長 坂田 裕紀子）

トピックス

～地域事業者間の交流を図って～

「ビジネスマッチング交流会」開催



昭和信用金庫主催による「ビジネスマッチング交流会
2016」が、新宿西口 エルタワー30 階サンスカイルーム
にて催された。

“地域で事業を営む皆様の「製品・商品・サービス・技
術のPR」「他社・他業種との新たな連携」「新たな販売先
の開拓」など、新たなビジネスチャンスの創造を目的とし
て”という主旨にて催されたもので、本年も例年通り7月
7日に行われた。

開催に先立ち、昭和信用金庫理事長 神保和彦氏、世田
谷区長 保坂展人氏、東京都商店街振興組合 連合会 理事
長 桑島俊彦氏などのあいさつが行われ、オープニング
セレモニーを飾った。



昭和信用金庫理事長
神保 和彦 氏

東京都商店街振興組
合連合会 理事長
桑島 俊彦 氏

世田谷区長
保坂展人氏

毎年七夕の日に行われている理由は、「ビジネスに織り
姫と彦星のような出会いを求めて…」とのことで、各種商
談会や「WEB を活用した販路開拓方法」(協力：東京都
よろず支援拠点)や「売上げアップ&生産性向上へICT
活用事例」(協力：東京商工会議所地域振興部)などのセ
ミナーも開催された。

なお本年の出展者数は団体を含む合計53 社で、当会か
からは、飯野会長の東洋ドライルーブ(株)をはじめ、蜂谷副会
長の株式会社 D C S T、経堂支部 せんでん横丁、千歳台・
船橋支部 株式会社ニットク、明大前支部 プロードメディア
・サービス(株)などが出展した。

(明大前支部 塩原 孝夫)

<質問>

1. 私は弟がマンションの一室を賃借するに際して弟から保証人になるように頼まれ、保証をしました。家賃は25万円、賃貸期間は2年間です。その後弟は3回契約の更新をしましたが、私は更新に際し特に賃貸人から保証の意思の確認も受けたことはなく、更新の契約書にも保証人として署名捺印はしていません。弟は2回目の契約更新後から家賃の滞納が始まり（更新時点で2.5ヶ月分）、3回目の更新後はほとんど家賃を支払っていませんでした。弟は賃貸人から契約を解除され、立退をしました。私は弟が家賃を滞納していることを聞いていませんでしたが、賃貸人から突然650万円余り（約26ヶ月分）の滞納家賃があるので支払うようにとの内容証明郵便がきました。更新後の契約書には判もついていませんので、私は、保証人としての責任を負う謂われはないと思いますがどうでしょうか？
2. また、保証人としての責任があるとしても、賃貸人はもっと早くに契約の解除をすることもできたので、私の責任は例えば1年分の家賃に限定されるというようなことになることはないのでしょうか？
3. 現在民法の改正案が国会で審議されているということですが、家賃の保証について何か改正はないのでしょうか？

<回答>

（本件の結論）似たような事案（更新後の家賃が33万円、滞納家賃は850万円余り）について最高裁（平成9年11月13日判決）は、保証人に全面的に責任を認めていますので、本件の場合も保証人は全面的な責任を負わなければならない可能性が高いと思われる。借家人の保証人になるには重

い責任を覚悟する必要があると言えます。（理由）

1. 最高裁は、①建物の賃貸借は、期間満了後も、借家法により賃貸人が自ら建物を使用する必要があるなどの「正当事由」を具備しなければ、更新を拒絶することができず、賃借人が望む限り、更新により賃貸借関係を継続するのが通常であること、②賃借人のために保証人となろうとする者にとっても、右のような賃貸借関係の継続は当然予測できることから、賃貸借の期間が満了した後における保証責任について格別の定めがされていない場合であっても、反対の趣旨をうかがわせるような特段の事情のない限り、更新後の賃貸借から生ずる債務についても保証の責めを負う趣旨で保証契約をしたものと解するのが当事者の通常の合理的意思に合致するとして、更新後の未払家賃についても保証人の責任を認めました。
2. 一方、最高裁は、賃借人が継続的に賃料の支払を怠っているにもかかわらず、賃貸人が、保証人にその旨を連絡するようなこともなく、いたづらに契約を更新させているなどしている場合に保証債務の履行を請求することが信義則に反することもあり、その場合は保証人に請求できないこともあるとしています。最高裁は先に掲げた事案について、保証人に全面的な責任を認めています。その後の下級審では、最高裁のいう信義則違反があったとし、保証人の責任を一定の範囲内に限定した事例もあります。

ところで、賃貸人としては、賃料の不払いがあれば契約を解除し、不払賃料の拡大を防ぐこともできますので、賃貸人

に信義則違反があったとして保証人の責任を一定の範囲内に限定される場合もありますので、賃貸人は、この点気をつけた方がよいでしょう。

なお、厳格な要件が必要ですが、保証人から保証の解約権が認められることもありますので、保証人は家賃の滞納がないかを時々確認などするとよいでしょう。

（民法の改正案）民法の改正案では、個人が保証人となる不動産の賃貸借契約から生じる債務の保証も一定の極度額を定めることが必要だとしています。現行法では、個人がする貸金等に対する根保証（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約）に極度額を定めるよう規定していますが（極度額を定めなければ無効となります）、改正案では、個人のする根保証であれば貸金等に限らず極度額を定めなければ無効としています。具体的には、不動産の賃貸借契約から生じる債務の保証、継続的な売買取引等から生じる売買代金の保証、被用者についての身元保証についても極度額を定めることが必要になるとして、個人のする根保証について規制の範囲を広げています。なお、極度額をいくらにするかについて特に限定する規定はありませんが、極度額を必要以上に大きくすると全部又は一部について無効となるおそれがありますので、保証を受ける側でも、注意が必要でしょう。

丸の内法律事務所

まず電話やファクスをしてください。

（月曜日～金曜日・10時～5時）

東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビルディング404区 〒100-0006
TEL 03(3211)7733(代) FAX 03(3211)7738
URL : <http://marunouchi-law.com/>
e-mail : sakuma@marunouchi-law.com



弁 護 士
佐久間保夫先生
(S47年東京大学卒)

*長年にわたり当記事の執筆を頂いておりました佐久間保夫先生ですが、佐久間先生の寄稿による記事は、本号を持ちまして終了となります。長い間ありがとうございました。（広報委員会）

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

おなじみの  サンケイグループです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4
☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】 代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚・開成

～ 通勤災害 ～

1. 通勤途上の災害には労災保険の適用が

従業員は通勤途上での災害には労災保険が適用されま

す。
もちろん会社が労災保険に加入していることが条件であることは言うまでもありません。ここで改めて労災保険についてご説明をしておきます。労災保険とは、正しくは労働者災害補償保険という名称で、労働者を一人でも雇い入れた場合は加入が義務付けられています。ここでいう労働者とは、正社員に限らず、アルバイトやパートタイマーの方であっても、その対象となります。つまり、待遇はどうであれ、労働者を一人でも雇い入れた瞬間に保険関係が成立しますので、速やかに加入の手続きをする必要があります。

ただし、労災保険は雇用保険とは違って無記名式なので、事業所として加入をしているかどうか問われることとなります。この労災保険には、本来は労基法において仕事中のケガや病気に対して、使用者に無過失責任を負わせて治療費や休業補償費などの支払いを義務付けていることから、それに対する保険として事業主の負担を軽減するためのものです。ですから、もし仮に労災保険に加入していなかった場合は、労基法上使用者がその治療費や治療のための休業にかかる休業補償などを行わなければなりません。仕事中的（業務に起因する、かつ、業務の遂行による）ケガや病気以外にも、通勤途上の事故によるケガなどもその対象とされていることから、労災保険が適用され、治療費や休業補償費などの給付を受けることができます。

2. 対象となるのは

労働者災害補償保険という名の通りに、対象となるのはあくまで労働者です。ですから、会社の代表者である社長や取締役の方はその対象には含まれません。ただし、特別加入制度というものがある、社長や取締役の方も特別に加入してその対象とすることができますが、すべて

の状況において対象となるわけではありません。細かな説明はここでは省略しますが、詳しく知りたいという方は個別にご相談ください。

3. 通勤災害とは

次に通勤途上の災害とはどのような定義があるかをご説明します。まず、「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復または就業の場所から他の就業の場所への移動や住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動を合理的な経路および方法によって行うことを言い、業務の性質を有するものを除くとされています。また、上記の移動の経路を逸脱し、または移動を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

ただし、逸脱または中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱または中断の間を除いて「通勤」となります。つまり、わかりやすく言うならば、会社の帰りにちょっとコンビニに寄って買い物をする程度であれば、コンビニに寄っている間を除いて「通勤」となるということです。居酒屋に寄って軽く一杯というのはその後は「通勤」とは認められません。

4. 通勤災害の給付

ご存知のように労災保険の保険料は全額会社負担となっていますが、通勤災害は本来は使用者には全く責任のないものです。にもかかわらず労働者を保護するという目的から、労災保険の対象とされています。

その給付は通常の業務災害とほとんど同様になされ、その内容は、療養の給付、療養の費用の給付、休業給付、障害給付、遺族給付等があります。もし、万一労働者の方が通勤災害に遭ってしまったときは、労災保険の適用があることをお忘れなく。もちろんその前に会社として労働保険の適用をされていない場合は、会社を守るという意味からも労災保険の加入は必ず行ってください。

松崎社会保険労務士事務所

人事・労務管理を通じて働きやすい職場を作り、
会社の業績アップのお手伝いをします。

TEL.03(3307)3723 FAX.03(6909)1159
e-mail : mzk11450@xpost.plala.or.jp
HP : <http://www.matsuzaki-office.jp>

心のもつたセレモニーのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

 株式会社ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>



2016年

残暑お見舞い申し上げます



※お申し込み頂いた順にて掲載しています。

有限会社第一相互不動産 代表取締役 上柳 隆夫 ☎ 03-3427-6541	株式会社 SGコーポレーション 代表取締役 川村 貴志 ☎ 03-6303-4141	株式会社 大成出版社 代表取締役社長 松林 久行 ☎ 03-3321-4132
株式会社 台一環境 代表取締役 金子 秀五郎 ☎ 03-3468-4114	株式会社 玉川ホールディングス 代表取締役 関口 雅章 ☎ 03-3327-1111	株式会社 ベルモード 代表取締役 久保 弘憲 ☎ 03-3306-3210
株式会社 アイ・エヌ・ケー 代表取締役 飯室 和弘 ☎ 03-6379-6066	株式会社 四季建築設計事務所 代表取締役 坂本 哲 ☎ 03-3328-1117	藤蔵測量開発 株式会社 代表取締役 後藤 寛 ☎ 03-5432-5171
ドコモショップ 下北沢北口店 店長 金井 直哉 ☎ 070-2673-5078	有限会社 奉達 代表取締役 島田 益吉 ☎ 03-3303-6195	梶原建設 株式会社 代表取締役 梶原 利文 ☎ 03-3307-7726
太田ピアノ教室 有限会社 代表取締役 太田 一樹 ☎ 03-3428-9566	ジャパンプライズ株式会社 代表取締役 中西 勉 ☎ 03-5384-3081	有限会社 トータル企画設計 代表取締役 国井 重克 ☎ 03-3305-1744
有限会社 西東京物流 代表取締役 櫻井 彰 ☎ 03-5384-9491	大同生命保険 株式会社 渋谷支社 第四営業課長 岩元 貴志 ☎ 03-5489-6800	丸の内法律事務所 弁護士 佐久間 保夫 ☎ 03-3211-7733



2016年

残暑お見舞い申し上げます



※お申し込み頂いた順にて掲載しています。

<p>中央化学販売株式会社</p> <p>代表取締役 野田 三重子</p> <p>☎ 03-5301-8600</p>	<p>芝信用金庫 代沢支店</p> <p>支店長 増井 敏博</p> <p>☎ 03-3412-6581</p>	<p>株式会社 ヤマムロ</p> <p>代表取締役社長 山室 貴雄</p> <p>☎ 03-3329-1111</p>
<p>株式会社 セガワ</p> <p>代表取締役会長 渡瀬 靖夫 代表取締役社長 渡瀬 丈史</p> <p>☎ 03-3413-0560</p>	<p>宮城化学 株式会社</p> <p>代表取締役 宮城 直樹</p> <p>☎ 03-3466-8071</p>	<p>株式会社 山崎工務店</p> <p>代表取締役 山崎 登 取締役 山崎 富美子</p> <p>☎ 090-1600-5773</p>
<p>大雄電設工業 株式会社</p> <p>代表取締役 佐藤 義雄</p> <p>☎ 03-5315-3001</p>	<p>公益社団法人 北沢法人会</p> <p>顧問 折元 定夫</p> <p>☎ 0424-61-9542</p>	<p>アフラック首都圏総合支社</p> <p>支社長 宮崎 浩幸 副支社長 松澤 健一</p> <p>☎ 03-3344-1580</p>
<p>小泉機器工業 株式会社</p> <p>代表取締役 小泉 勇人</p> <p>☎ 042-366-7763</p>	<p>株式会社 DCST</p> <p>代表取締役 蜂谷 和明</p> <p>☎ 03-3428-9988</p>	<p>株式会社 ナカス</p> <p>代表取締役 陳 厚銘 常務取締役 善養寺 大作</p> <p>☎ 03-3323-1641</p>
<p>法人会厚生制度推進担当 下北沢 保険のサンクス</p> <p>代表取締役 高橋 信義</p> <p>☎ 0120-80-1781</p>	<p>株式会社 ビジネス通信工業</p> <p>代表取締役 増川 征一郎</p> <p>☎ 03-5317-7211</p>	<p>株式会社 九十九サービス</p> <p>取締役会長 丸山 恵美子 取締役社長 丸山 勝海</p> <p>☎ 03-5477-5991</p>
<p>株式会社 宮野設備工業所</p> <p>代表取締役 宮野 清治</p> <p>☎ 03-3303-0234</p>	<p>小野商事 株式会社</p> <p>代表取締役 小野 俊英</p> <p>☎ 03-3322-5111</p>	<p>AIU 損害保険 株式会社 東京第二支店</p> <p>支店長 荻野 裕宣</p> <p>☎ 03-6894-9110</p>



2016年

残暑お見舞い申し上げます



※お申し込み頂いた順にて掲載しています。

<p>医療法人社団 康生会 シーエスケー・クリニック</p> <p>理事長 柳 秀熙</p> <p>☎ 03-3413-0571</p>	<p>株式会社 近藤商店</p> <p>代表取締役 坂田 裕紀子</p> <p>☎ 03-3413-1616</p>	<p>株式会社ジャックポットプランニング</p> <p>代表取締役 中川 洋</p> <p>☎ 03-3413-9555</p>
<p>東洋ドライープ株式会社</p> <p>代表取締役 飯野 光彦</p> <p>☎ 03-3412-5711</p>	<p>有限会社 日静企画</p> <p>代表取締役 中村 みのり</p> <p>☎ 03-3300-5418</p>	<p>有限会社 伸建築企画</p> <p>代表取締役 広瀬 淡</p> <p>☎ 03-3425-9016</p>
<p>旭鯨総本店 株式会社 下高井戸本店</p> <p>代表取締役 丹羽 豊</p> <p>☎ 03-3322-3331</p>	<p>株式会社 鈴木屋</p> <p>取締役 野島 洋二</p> <p>☎ 03-3321-2102</p>	<p>株式会社 ユニワールド</p> <p>代表取締役 塩原 孝夫</p> <p>☎ 03-5376-7233</p>

世田谷都税事務所 移転のお知らせ

東京都世田谷都税事務所は、庁舎建て替えが完了し、新庁舎に移転いたします。

新庁舎での業務開始日は、平成28年10月11日(火)で

す。(仮庁舎での業務は10月7日(金)まで)

皆さまにはご不便をお掛けして大変申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

【移転先】

〒154-8577 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎5階・6階

・世田谷線「松陰神社前駅」から徒歩3～4分

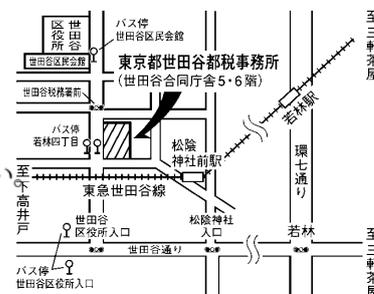
・東急バス（園02, 渋52, 反11）「若林4丁目」停留所から徒歩すぐ

※駐車場台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください

・電話番号(10/11より):03-3413-7111(代表)

・お問い合わせ先：世田谷都税事務所（10/7まで）

03-3708-7020（代表）



世田谷合同庁舎には、1階：区立世田谷図書館・世田谷保健福祉センター（健康づくり課分室）、2階：東京法務局世田谷出張所、3・4階：世田谷税務署、5・6階：世田谷都税事務所が入居します。業務開始日がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

世田谷都税事務所 03-3708-7020（代表）

区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

世田谷区役所 03-5432-1111（代表）

—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、平成28年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所
世田谷都税事務所 03-3708-7020

国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳の会計処理

国又は地方公共団体は、先端産業の育成あるいは地域産業の振興のための施策として、民間企業が一定の目的に沿った設備を取得しやすくするため、様々な補助金の制度を設けています。民間企業が、国庫補助金等の対象となる特定の設備を取得して、同一事業年度に国庫補助金等を受領した場合、原則的な会計処理では、国庫補助金等収入の金額が、法人税の課税所得を増加させますので、せっかく国の施策に基づく補助金等を受け入れることができても、相当額の法人税額が増加して、政策の効果が減殺されてしまいます。

そこで法人税法では、上記のような場合、当該事業年度において直ちにその国庫補助金等の全額に法人税を課税せず、固定資産の耐用年数にわたって課税を繰り延べる特例を設けています（法人税法42条①、法人税法施行令79条、80条、80条の2）。この特例を受けた経理処理を「圧縮記帳」といいます（企業会計原則注解（注24））。

税務上、圧縮記帳の経理処理には、「直接減額方式」と「剰余金の処分方式」が認められています。直接減額方式は、国庫補助金等で固定資産を取得した際に、固定資産の取得価額から国庫補助金等の金額を上限とする金額（圧縮限度額までの金額）を控除（圧縮）した金額を固定資産の帳簿価額とし、税務上の償却の基礎となる金額として減価償却費を計上します。

以下【設例】により具体的な金額で圧縮記帳の経理処理とその効果を検討してみましょう。

【設例】3月決算であるA株式会社は、平成28年4月に国

庫補助金の対象となる機械設備を15,000,000円で取得し、直ちに使用を開始した。同月に5,000,000円の国庫補助金を受領した。減価償却は定率法、設備の税務上の耐用年数は6年（償却率0.333、保証率0.09911、改定償却率0.334）である。

【経理処理①（直接減額方式）】

28年度の会計処理は（表1）のとおりです。28年度の決算上は、国庫補助金収入（特別利益）と固定資産圧縮損（特別損失）が相殺されて、国庫補助金相当額の課税所得は発生しません。また、機械設備の本来の減価償却費は、15,000,000円×0.333×12月/12月=4,995,000円であり、決算上の減価償却費は、1,665,000円だけ少額となります。6年後の償却完了までの金額の推移は（表2）のとおりです。

直接減額方式による減価償却費と本来の減価償却費との差額は、（表2）の減価償却費差額の合計額に見られるように国庫補助金相当額に一致します。このように直接減額方式による圧縮記帳は、固定資産の償却対象価額を圧縮額まで減額することで、減価償却費が国庫補助金相当額だけ圧縮され、結果的に課税所得が繰り延べられることとなります。

【経理処理②（剰余金の処分方式）】

直接減額方式は、固定資産の取得価額を圧縮したり、これにより国庫補助金収入が相殺されたりなど、税務上の要請から本来の会計処理が歪められる面があり、適正な損益計算の観点から剰余金の処分方式を採用する

28/4	機械設備を取得	（機 械 装 置）	15,000,000 /	（現 金 預 金）	15,000,000
28/4	国庫補助金を受領	（現 金 預 金）	5,000,000 /	（国庫補助金収入）	5,000,000
29/3	固定資産の圧縮記帳	（固定資産圧縮損）	5,000,000 /	（機 械 装 置）	5,000,000
上記により機械装置の帳簿価額は、15,000,000円-5,000,000円=10,000,000円となります。					
29/3	減価償却費計上	（減 価 償 却 費）	3,330,000 /	（機 械 装 置）	3,330,000
減価償却費=帳簿価額10,000,000円×償却率0.333×償却期間12月/12月=3,330,000円					

（表1）

本来の償却額			直接減額方式による圧縮記帳での償却額			減価償却費差額 ①-②
	減価償却費①	期末帳簿価額		減価償却費②	期末帳簿価額	
償却前簿価		15,000,000	償却前簿価		10,000,000	
29年3月期	4,995,000	10,005,000	29年3月期	3,330,000	6,670,000	1,665,000
30年3月期	3,331,665	6,673,335	30年3月期	2,221,110	4,448,890	1,110,555
31年3月期	2,222,220	4,451,115	31年3月期	1,481,480	2,967,410	740,740
32年3月期	1,486,672	2,964,443	32年3月期	991,114	1,976,296	495,558
33年3月期	1,486,672	1,477,771	33年3月期	991,114	985,182	495,558
34年3月期	1,477,770	1	34年3月期	985,181	1	492,589
償却保証額	1,486,650		償却保証額	991,100		計 5,000,000

（表2）

ケースが多くみられます。この場合は、28年度では、まず(表3)のように、本来の金額で会計処理を行います。さらに期末決算処理として、(表4)のように剰余金処分の会計処理を追加します。すなわち、国庫補助金相当額の繰越利益剰余金を圧縮積立金に積み立て、減価償却費差額相当額を圧縮積立金から取り崩します。

圧縮積立金の積立額は、法人税の課税所得の計算上損金として扱われ、会計上国庫補助金収入として計上された利益は、この損金と相殺されることで、補助金を受けた事業年度において補助金の課税は実質的に見合わされることとなります。圧縮積立金の取崩額は法人税の所得計算上益金として扱われます。会計上は本来の減価償却額が計上されていますが、減価償却費差額分の金額について圧縮積立金を取り崩すことで、課税所得の計算上は実質的に直接減額方式による償却費を計上した場合と同一の結果を得ることができます。

現行の会社法の下では、法人税法などの法令の規定に基づく剰余金の積み立て又は取り崩しについては株主総会の決議は不要とされ、上記のように法人税等の税額

計算を含む決算手続として会計処理することとなっています(会社計算規則153条①、②、企業会計基準適用指針第9号25項)。具体的には当期末の貸借対照表に税法上の積立金の積み立て及び取り崩しを反映させるとともに、株主資本等変動計算書に税法上の積立金の積立額と取崩額を記載(注記により開示する場合を含む)し、株主総会又は取締役会で当該財務諸表の承認を受けるということです。

「注記により開示する場合を含む」とは、決算日の翌日以降決算の確定の日(定時株主総会の日)までに剰余金の処分により圧縮積立金を積み立てる場合(この積み立ては翌期の株主資本等変動計算書の変動数値となります)は、注記によりこの旨を記載し、定時株主総会の承認を得れば当期の課税所得計算上損金に算入できるというものです(法人税法施行令80条)。この場合、実務的には、国庫補助金相当額5,000,000円から第1期目の減価償却費差額1,665,000円を控除した純額3,335,000円を圧縮積立金の積立額とすることとなります。

28/4	機械設備を取得	(機械装置)	15,000,000	/	(現金預金)	15,000,000	
28/4	国庫補助金を受領	(現金預金)	5,000,000	/	(国庫補助金収入)	5,000,000	
29/3	減価償却費計上	(減価償却費)	4,995,000	/	(機械装置)	4,995,000	(表3)

29/3	圧縮積立金の積み立て	(繰越利益剰余金)	5,000,000	/	(圧縮積立金)	5,000,000	
29/3	圧縮積立金の取り崩し	(圧縮積立金)	1,665,000	/	(繰越利益剰余金)	1,665,000	(表4)

□ **東京税理士会・北沢支部の紹介**：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部
 東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
 電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
 mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org



□ **執筆者の紹介**

- ・税理士：鈴木竹夫
- ・事務所所在地：世田谷区松原 2-37-15-5階
- ・電話番号：03(3325)8498



第2回 教えて！税金八先生！
ぜいきんぱちせんせい

皆さん、こんにちは。今回で2回目の授業になります。今年の夏は満喫されたでしょうか。9月になってもまだ暑さが続きますね。暑さに負けずに税金について勉強していきましょう！

Let's try!

第1問 次のうち、法人税の納税義務者となる法人はどれでしょうか？

- ①日本銀行 ②東京大学 ③日本中央競馬会(JRA)

第2問 酒税の対象となる酒類とはアルコール度数が何%以上の飲料をいいますでしょうか？

- ①0.1% ②1% ③2.5%



*答えは22ページに掲載

千歳台・船橋支部 ちとふな祭り

ちとふな祭りが、平成 28 年 7 月 17 日（日）に千歳船橋駅前広場と周辺で開催されました。ちとふな商店街主催。町会の船橋会、北沢法人会、船橋睦会の協賛です。駅前が整備された2008年から夏と冬の年2回づつ続けています。

模擬店、特設ステージでは、船橋希望中学校の吹奏楽部、東京チンドン倶楽部、ものまねパフォーマンスなどの芸が披露され、楽しく笑いありで、にぎやかな会場でした。

子供のスタンプラリー、ちとふなカードの満点カードの抽選会も長蛇の列です。商店街のキャラクターの「ちいちゃん」も登場して人気です。

北沢法人会も税金クイズ問題、約200枚、大人用と子供用を用意しました。地域の皆様と一緒に考え、学ぶ、交わりの有意義なひとときを持ちました。



梅雨時にもかかわらず、天候もほどほどに良く、地震もありましたが、すべて無事に終了。このような交流の場が与えられて感謝です。

（千歳台・船橋支部 副支部長 多田 佳子）

経堂支部主催 第2回スポーツフェスタ

平成 28 年 6 月 24 日（金）、スポーツクラブ&スパルネサンス経堂クラブにて第2回スポーツフェスタを開催いたしました。

北沢法人会各支部、会員の方が 22 名参加されました。蜂谷副会長・丸山支部長のあいさつのもとトレーニングスタート。

普段運動不足の方も、ストレッチ&ウォーキングで準備運動。女性の方からは、音波振動マシンが大変好評で楽しめました。

スタジオではヨガのプログラムを体験。その後温浴施設を利用しました。

（経堂支部 幹事 佐々木 一）



建設業許可・産業廃棄物許可・入札参加資格申請

 **出口太郎行政書士事務所**

行政書士 出口 太郎

〒156-0056 世田谷区八幡山3-28-14-103
TEL.03(6304)6430 FAX.03(6304)6250
<http://degichi.gyosei.or.jp>

葬儀全般・家族葬・直葬・慶弔・生花・花輪
～ 霊安室も完備しています～

株式会社 北進  **おくりびと**

代表取締役 **北澤 史朗**

本 社：〒166-0013 杉並区堀ノ内1-17-2
世田谷営業所：〒156-0044 世田谷区赤堤5-4-4
TEL.03(3313)9444 <http://hokushin.e-whs.net/>

経堂支部 公開税務研修会



平成 28 年 6 月 14 日 J : COM イースト世田谷局において『消費税の軽減税率』をテーマに公開税務研修会を開催しました。今回は説明 35 分質疑応答を 25 分とし、講師である経験豊富な北沢税務署の清水上席による適切で解りやすい説明、弁護士でもある桃尾氏の巧みな司会、熱心な受講者の質問で真剣に考える研修となりました。

先延ばしとなった消費増税と軽減税率ですが、課税事業者かどうか、仕入れ時期に影響する税率の扱い、いずれ導入されるインボイスの仕組みなど企業にとって極めて重要な



問題であるため参加者は切実に考えざるを得ない状況になりました。

今回も他支部の方々も多数参加され懇談会では互いの情報交換や交流がなされました。さらに会場を提供頂いた J : COM さんがこの季節にふさわしい横断幕で会場の雰囲気盛り上げてくださり大変充実した税務研修会となりました。

なお、参加総数は 25 名、会員 24 名、一般 1 名でした。

(経堂支部 副支部長 廣瀬 知樹)

経堂支部 恒例「経堂まつり」



平成 28 年 7 月 23 日 (土)・24 日 (日) の 2 日間にわたり開催された、毎年夏の恒例行事「経堂まつり」にて、北沢法人会経堂支部として今年もブースを出展しました。

今年は暑すぎることもなく、雨が降ることもなく、とても快適な気候に恵まれた 2 日間でした。

ブースでは、「法人会のクイズ大会」と題して“親子で楽しめるクイズ”を大々的に実施しました。今回で 4 年連続の企画となり、知名度も上がってきているようで開始前からブースには行列ができるという光景も見られました。

『税金は何種類あるのかな?』『世田谷区商店街連合会のゆるキャラは?』等々、税金や世田谷区にまつわる 5 つの質問に対して 3 択式で答えてもらい、全問正解した人にはクジ

引きで豪華景品をプレゼント! 残念ながら全問正解できなかった人にも参加賞をプレゼントし、小学生のお子さんから親御さんまで幅広い世代の方々にご参加していただき、楽しんでもらうことができ、昨年は 200 名でしたが、今年は 300 名の参加をいただき大盛況でした。

丸山支部長をはじめ、支部メンバーの全員で協力して当日の準備を万端にできたことによる好結果です。今年も景品の提供や協賛いただいた経堂支部会員有志の皆様どうもありがとうございました。

そして参加してくれた皆様、実行メンバーの皆様、暑い中本当にお疲れ様でした。

(経堂支部 幹事 稲川 純一)

梅丘支部 公開税務研修会



北沢税務署 法人課税
審理担当 清水上席



ファイナンシャル
プランナー 廣川 哲氏

平成 28 年 6 月 21 日 法人会館 3F にて、公開税務研修会 & 相続のことについて学びました。

税務研修会は、北沢税務署の清水上席から軽減税率制度のポイントを分かりやすくお話していただきました。対象となる品目は、①酒、外食を除く飲食料品②週 2 回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)です。ケータリングは対象には含まれません。

その他、帳簿及び請求書等の記載と保存、税額の計算、適格

請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)について説明していただきました。

相続のお話は、ファイナンシャルプランナーの廣川哲様からしていただきました。

普段はあまり聞いたり考えたりしませんでした。知るということは選択が増えて勉強になりました。若干、時間が足りなくてまた聞いてみたいとの声もありました。

(梅丘支部 副支部長 平塚 早苗)

下北沢支部 公開税務研修会



平成 28 年 8 月 5 日 (金) 北沢タウンホール12F スカイサロンにおいて、「下北沢支部第一回公開税務研修会」を開催いたしました。講師の先生は、今回で 4 回目となる税理士 田辺洋二先生でした。当初、消費税率の変更を踏まえて、消費税の理解を深めるため

講師：田辺 洋二氏 の講演を企画しておりましたが、消費税率アップが延期となったため、前回同様、相続税対策の講演となりました。

題名は、ずばり、「円満な相続のために」です。相続税対策ももちろん含まれておりますが、やはり一番大事なことは、残された家族が「円満」に相続できること、これに尽きると言います。「相続は、お金持ちだけが考えること」という認識しか持っていなかった方々も多く、目から鱗が落ちる内容に、会員の方々は、興味深く聴いておりました。

配られた資料には、ご不幸があったときに、どのような手続きを、どこに、何日以内に出さなければならないか、順を追ってわかりやすく書かれた表がついており、いざというときに慌てることなく対処できるようになっておりました。また、具体的な事例、勘違いしやすい項目、法律や相続税の対策以上に「残された家族に対して気持ちを伝え



る」ための付記の重要性など、一味違った講演内容でした。

第二部の異業種交流会では、新規会員様の紹介、PRをしつつ、軽食をとりながら各々が名刺交換や意見交換を活発に行っておりました。毎年新規に加入する会員が多い下北沢支部では、このような異業種交流会を数多くこなすことで、会員同士のつながりを維持する必要があると改めて感じました。また、北沢八幡例大祭の法人会ブースへのお手伝いを表明して下さった会員様もたくさんいらっしゃいました。支部内での交流を活発に行うことが、法人会活動への理解を深め、社会や地域に貢献していただける契機になるのだと確信できた交流会となりました。

(下北沢支部 幹事 長沼 洋一郎)

三支部(明大前・梅丘・経堂)合同ゴルフコンペ



10年以上続く、明大前・梅丘支部のゴルフコンペに経堂支部にも参加して頂き、7月27日(水)、三支部ゴルフコンペを、小野支部長に手配して頂き、山梨県の河口湖カントリークラブにて、34名の参加で行われました。経堂5:30 梅ヶ丘5:45 明大前6:00に出発し、1人の遅れもなし大

型バスの車中、千葉・丸山両支部長の楽しいトークの中、予定通りに到着しました。

あいにく富士山は拝めませんでしたが、この夏の暑さを忘れる涼しさに、あまり汗もかかず全員18ホールアウトしました。

パーティーはいつもバスの中でビール、焼酎等を飲みながら行われ、優勝は何故かいつも上位に入る、明大前の憎まれ役A氏、準優勝は、私が13位にはメンバーに恵まれた? 広瀬淡副会長。

女性優勝は明大前の平沢さん。

ベストグロス是一直もいつも梅丘の佐藤寛さん。

プービー・プービーメーカー共に、明大前支部の青年部でした。

夕方18:00頃にはバスの中は、会員も飲み物も空っぽでした。

(明大前支部 副支部長 藤倉 幸彦)

会員紹介

経堂支部「SAKE & WINE BAR 月夜の」

経堂駅南口・農大通りを下って中程を左折したところにあります「月夜の」です。

おかげ様でこの夏に2周年を迎えることができました。

「月夜の」は京の町屋風のしつらえで、靴を脱いで上がっていただき、ゆっくりとくつろいでいただける空間を心掛けております。

おばんざいをはじめ、フードメニューももちろん、日本酒・焼酎・ウィスキー・カクテルなど取り揃えておりますので、どうぞお気軽にお立ち寄り下さい。

ジャズや70年80年代の洋楽のBGMと共に、めっぼう明るい母娘がお迎えいたします。



所在地: 世田谷区経堂1-11-13 長島ビル1F

電話: 03-3439-2755

営業時間: 月~土 18:30~25:00



スタンドグラスイメージ
いままでなかった
* **クリスタル名刺** *

181mm×55mm **100枚 2,980円**
(通常名刺の2倍サイズ) (税込*初回・版制作代は別途)

カラー印刷もっとも身近に! **(株)ユニワールド**
世田谷区松原2-34-9 TEL.03-5376-7233

モノクロ名刺/100枚=780円~ カラー名刺/100枚=980円~
A4 片面カラー印刷(裁ち落としのないもの)/100枚=980円~
A4 両面カラー印刷(裁ち落としのないもの)/100枚=1,880円~
カラー+モノクロ 角丸ショップカード/100枚=1,980円~
カラー+モノクロ DMIはがき/100枚=2,980円~
長3封筒(A4 3折サイズ)モノクロ印刷/100部=1,580円~
角2封筒(A4が折らずに入るサイズ)カラー印刷/100部=3,980円~
A4 4ページ全カラー(2折)パンフ/100部=3,780円~
A4 8ページ全カラー(中綴じ)冊子/100部=7,580円~
A1 ポスター(光沢コート)/1枚=1,580円 ★全て税別

カラー印刷もっとも身近に! **(株)ユニワールド** UNI-W.COM 5376-7233

税金クイズの答え

第1問 答え ①

日本銀行は株式会社であり、原則通り納税義務者となります。一方、公共法人は法人税を納める義務がないとされています。(法人税法2②)。公共法人は法人税法別表1に定められており、国立大学法人や日本中央競馬会は公共法人として定められています。

第2問 答え ②

酒税はお酒にかかる税金です。お酒はアルコール度数が1度(%)以上の飲料と定義されています。「アルコール度数」と「飲料」という2つの条件を満たさなければならないということです。

飲料とはいわゆる「飲み物」のことであり、例えば醤油はアルコール度数が1%以上ありますが飲み物ではなく、調味料なので酒税はかかりません。

「蓮池薫氏講演会」申込受付終了

9月16日(金)に行われる「蓮池薫氏講演会」は、お陰さまで多数のお申し込みを頂き、会場の定員に達しましたので、申込の受付を終了させていただきます。

なお、既にお申し込み済みの方におかれましては、当日の混雑が予想されますので、開演20分前までに受付を済ませてご着席下さいませようお願い申し上げます。

担当副会長 善養寺大作
事業研修委員長 市川 孝

リレー後記

◇オリンピックに感動◇

リオデジャネイロ オリンピックの感動有難うございました。

第31回オリンピック競技大会(2016/リオデジャネイロ)が日本時間8月6日(土)に開幕、日本から男子174名 女子164名が参加、まさに筋骨のないドラマが繰り広げられ、結果として12個の金メダル8個の銀21個の銅、合計41個は前回ロンドン大会38個を上回る結果となりました。

12個の金メダルを取った選手の最後まで執念の戦い、本当に素晴らしいと思いました。

特に体操競技団体・個人(内村航平)バトミントン女子ダブルス(高橋礼華・松友美佐紀)の大逆転勝利、女子レスリングの4つの金メダル、柔道で3個の金、水泳で2個の金。

その他に陸上トラックでの400Mリレーでアメリカを抑えて2位の銀メダル、テニスでは96年ぶりの銅メダル(錦織圭)も素晴らしい日本人で初めてのメダル獲得が多く感動致しました。

メダルに届かなかったが入賞者が47人、合わせて88人が入賞いたしました。

最後の5秒まで諦めないで逆転し4連覇を成し遂げたレスリングの伊調馨選手おめでとうございます。(今まで4連覇を成し遂げた選手は アル・オーター/カール・ルイス/マイケル・フェルプス)の3人。

誠に残念でしたが、責任感が強く、今大会を勝利へ引張って4連覇に挑んだ吉田沙保里選手ありがとうございました、本当にご苦労様でした。

メダルが取れた選手におめでとう、取れなかった選手にも感動のメダルを差し上げたい気持ちでいっぱいです。

特にメダルを取れなかった方に希望のメダルを!

アスリートの皆様多くの感動有難うございました。

引き続きパラリンピックが9月8日から9月19日まで開催されます。皆で応援を!

4連覇を成し遂げた伊調馨選手は常に進化し続けているそうです。私達、広報委員会も公益社団として常に良き方向に進化し続けていきたいと願っております。

(経堂支部 蜂谷 和明)

◇会報誌に思うこと◇

“踊る阿呆に、見る阿呆、どうせ見るなら

踊らにゃそんそん”

調子の良い囃子のリズムに乗って、7月23日・24日と昼からウキウキした気分、今年も例年のごとく、北沢法人会経堂支部は駅前交番横にテントを張り、祭りに参加すべく支部役員が分かれて、それぞれ税金クイズ担当、パンフの配布担当と、汗だくになって活動していた。

毎年、我がテント前は、子供・大人と入り混じっての税金クイズに、真剣に取り組んでいる風景は見事で、頼もしい限りであると感じた。

それぞれ担当した役員の方たちは、お囃子のリズムは耳にそれども、目には何も映らなかった様である。

毎年、税金クイズの商品は支部会員有志から寄付して頂き、役員の方々には、その商品の袋詰めの手伝いと仕訳で、連日大変なお世話を掛けていた。

会報作りも全く同じで、各支部の委員会役員が毎月手分けしながら、会員にいかに見てもら

える会報にするか、試行錯誤しながら編集しているのである。

毎号編集しながら思うことは、各支部とも会員のために、様々な企画で税務講習会や旅行会等を実施して、魅力ある法人会にしようとしているのが手に取るようにわかる。

だいぶ前から良く言われている事で、配布された会報を広げてみた事が無い会員が数多くいる様である。私が支部長時代には、各支部ともそれぞれの担当役員が、会報誌を手配りしていた時代で、配りながら先月号はどうでしたと聞くと、封も切らず事務所の隅に積まれたままになっているのを良く見掛けたものである。

良く、退会理由で、何のメリットもないと言って退会されていく法人も多くみられる様であるが、このような法人の方は、支部が開催する講演会やイベントなどにまったく出席されたこともなく、本部と会員をつなぐ唯一の会報誌を一読もされていない様である。

我々が真剣に編集している、北沢法人会の会報を各会員の方々が1ページでも目を通してもらえる様な誌面作りに努力して行きます。

一読されることを願いつつ…。

(経堂支部 上柳 隆夫)

ほうじん北沢329号

平成28年9月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-4-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122

 当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

北沢法人会よりインターネットセミナーのご案内

北沢法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.kitazawahoujinkai.or.jp/>



会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: 0137 パスワード: kitazawa

会員の方は410タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

NEW 永続企業”の創り方 10か条



TOMAコンサルティンググループ代表取締役 藤間 秋男

お勧め

★ 女性の活躍で業績を伸ばす!



弁護士 加藤 美香保

お勧め

ビジネスでも家庭でも使える!
おもしろ簡単心理学



人材活性プロデューサー 武田 和久

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 感情マネジメント	高村 幸治	6分	一般経営	NEW 300年企業を守り、発展させていくために	島田 豪	60分
	ここが変わった! Windows10新機能講座	岩見 誠	17分		仕事で輝く女性(ひと)になれ!	響城 れい	43分
	新入社員向けビジネスマナー お客様に信頼される社員になる3つの切り札	七條 千恵美	38分		NEW ★ 江戸時代より語り継がれた「経営の王道」<第5回>	山岡 正義	3分
	「すぐやる人」になるための仕事のやり方	鈴木 進介	107分	NEW ★ 孫子の兵法で読み解く「経営の要諦」<第8回>	渋井 真帆	2分	
	社員指導に役立つ! ビジネスに活かせる筆跡診断	自覚 真由美	30分	法律	明るい職場をつくるハラスメントの対処法	佐藤 みのり	39分
	★「空気を読む」を見える化する微表情から察する相手のホンネ	清水 建二	34分	税務・経理	NEW ★ 誰でもわかる決算書の読み方セミナー(前編)	川口 宏之	30分
	電話応対マナー《パート1》	大井 澄子	36分		ダンナの遺産を子どもに相続させないで!	高橋 成壽	64分
政治経済	マイナス金利不発 どうなる日本経済	小幡 積	60分	労務	★ 給与計算 入門の入門	塩谷 則子	63分
	東京2025 ポスト五輪の都市戦略	市川 宏雄	59分	スラッシュ	★ 間違いだらけの地方創生	西村 重夢	38分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。

(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

お問い合わせは北沢法人会事務局まで **TEL:03-5450-7121**

カードローン



ショッピングや旅行、
冠婚葬祭等に安心の一枚。
快適な暮らしと急な出費を
サポートします。

- ご融資金額／ 500 万円以内（パート、アルバイト、主婦、年金受給者の方は 50 万円以内）
- お使用みち／健康で文化的な生活を営むために必要な資金（ただし、事業性資金は除きます。）

個人ローン

お使用みち自由

目的に応じた各種ローンも
ご用意しております

- 実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。
- 毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口にて試算いたしますので、お気軽にお問合せください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- （一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
- 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。
- 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

詳しくは昭和信用金庫各店窓口係
または右記フリーダイヤルまで
お問い合わせください

 **0120-87-2315**
(平日9:00~17:00)



昭和信用金庫



TOKYO